

## 生命保険料控除額計算表

### ①平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約等に係る控除【新契約】

ア：一般生命保険料控除（遺族保障等）

イ：介護医療保険料控除（介護・医療保障等）

ウ：個人年金保険料控除（老後保障等）

控除額の計算は、ア、イ、ウ共通です。

控除金額：ア+イ+ウ（控除限度額 70,000 円）

年間の支払い保険料	控除額
12,000 円以下	支払保険料の額
12,001 円超 32,000 円以下	支払保険料×1/2+6,000 円
32,001 円超 56,000 円以下	支払保険料×1/4+14,000 円
56,000 円超	28,000 円（限度額）

### ②平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除【旧契約】

エ：一般生命保険料控除（遺族保障・介護・医療保障等）

オ：個人年金保険料控除（老後保障等）

控除額の計算はエ、オ共通です。

控除金額：エ+オ（控除限度額 70,000 円）

年間の支払い保険料	控除額
15,000 円以下	支払保険料の額
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料×1/2+7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料×1/4+17,500 円
70,000 円超	35,000 円（限度額）

③新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合

区分		各区分の控除額			生命保険料控除額
一般生命保険料控除額	新契約	①で算出した額（限度額 28,000 円）	一番大きい金額を記載→	A	A+B+C （限度額 70,000 円）
	旧契約	②で算出した額（限度額 35,000 円）			
	両方	①と②の合計額（限度額 28,000 円）			
介護医療保険料控除額	新契約	①で算出した額（限度額 28,000 円）	B	円	
個人年金保険料控除額	新契約	①で算出した額（限度額 28,000 円）	一番大きい金額を記載→	C	
	旧契約	②で算出した額（限度額 35,000 円）			
	両方	①と②の合計額（限度額 28,000 円）			円